

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 23 日現在

機関番号：32629

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23520907

研究課題名(和文) アメリカ合衆国における「市民」と「国民」の差異化に関する比較史的研究

研究課題名(英文) The Historical Process of the Making and Unmaking of "Non-Citizen Indians" and "Non-Citizen Nationals" in the United States

研究代表者

中野 由美子 (Nakano, Yumiko)

成蹊大学・文学部・教授

研究者番号：40362214

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：19世紀半ば以降の合衆国においては、国民統合の気運が高まる中で海外領土の獲得が進み、国内においては建国以来の「市民ではないインディアン」という法的地位を再定義する必要性が生じる一方で、新たに合衆国の海外属領となった地域では「市民ではない国民」という法的地位が創出された。本研究の目的は、19・20世紀転換期の合衆国における「市民」と「市民ではないインディアン」、「市民ではない国民」の差異化の過程に注目して、保留地・併合地・海外属領における諸施策に関する比較史的研究を通じて、その歴史的意義を検討することである。

研究成果の概要(英文)：This study deals with the shifting conceptions of citizenship in the U.S. by reviewing previous statutes and court decisions concerning citizenship and Native Americans that led to the 1924 legislation's passage. Citizenship grants to all "non-citizen Indians" signified the end of their exclusion from the American political arena. More importantly, it also symbolized a shift in policy by separating citizenship from questions of tribal affiliation and federal guardianship over tribal property. This study compares the changes in the legal status of "non-citizen Indians" and that of "non-citizen nationals" granted to the inhabitants of overseas American territories by the United States at the turn of the twentieth century. By reviewing the discussion among statesmen and lobbyists, the study also argues that citizenship for Native Americans consequently forced a change in the definition and scope of American citizenship.

研究分野：アメリカ史

キーワード：アメリカ社会史 先住民史 シティズンシップ

### 1. 研究開始当初の背景

本研究課題の申請時における学術的背景は、以下の通りである。

本研究の先行研究に関する二つの大きな流れとしては、法学と歴史学それぞれの分野における諸研究が挙げられる。一方の法学界においては、合衆国における法的概念としての「市民」(citizen)、「インディアン」(Indian)、「国民」(national)については、当然のことながら法的概念と民族学的概念の区別を前提として、前者の意味内容が精査の対象となってきた。まず、法的地位としての「インディアン」概念の変容過程については、フェリクス・コーエンによる一連の論考において明らかにされてきた(コーエンの代表的な著書としては、以下の文献が挙げられる。Cohen, Felix. *Handbook of Federal Indian Law*, 1982 ed. Charlottesville, Va.: Michie, 1982.) また、領土拡張期の19世紀半ば以降、新たに合衆国の併合地や海外属領となった地域では、当該地域の先住民に対して、一旦、合衆国の「市民ではない国民」(あるいは「市民籍のない国籍(non-citizen nationality)保持者」という法的地位が付与された。この点に関して、法的概念としての「インディアン」・「国民」と「市民」の差異について検討した先行研究も存在している。(例えば、高佐智美『アメリカにおける市民権』勁草書房、2003年。)そして段階的な市民権付与の結果、現在では、かつては「市民ではない」とされた「インディアン」あるいは「国民」と「市民」のあいだの差異はそれぞれ解消されつつあるとの指摘がなされてきた。

他方、歴史学界においては、「市民ではない」人々に注目した研究として、全米各地のインディアン保留地の住民やハワイ、フィリピンなどのかつての併合地・海外属領の先住民を対象とした政治・政策史や社会史の領域での諸研究が挙げられる。なかでも、建国以来の合衆国の先住民政策を前例として、19世紀末以降の海外属領における先住民への諸施策が議論された点を指摘した論考は注目に値する。一例として、先住民政策と対フィリピン政策の関連性を論じたウォルター・ウィリアムズによる論考(Walter L. Williams, "United States Indian Policy and the Debate over Philippine Annexation," *The Journal of American History* 66-4:1980.)が挙げられる。ただし、「市民ではない」という点では共通している「インディアン」と「国民」という法的地位の創出・変容過程について、両者を関連づけながら「市民」との差異化、あるいはその解消の過程を検証し、その歴史的意義を比較史的観点から包括的に検討した研究は、管見によればまだ充分とはいえない。

以上のような研究状況を踏まえ、本研究では、19・20世紀転換期の合衆国におけるインディアン保留地・併合地・海外属領の住民に対する諸施策に関する事例研究に基づき、

「市民」とは差異化された「インディアン」・「国民」という法的地位の創出・変容過程の歴史的意義を検討する。

### 2. 研究の目的

19世紀半ば以降の合衆国においては、南北戦争による混乱を乗り越えて国民統合の機運が高まり、国内においては建国以来の「市民ではないインディアン」(noncitizen Indian)という法的地位を再定義する必要性が生じた。他方、19・20世紀転換期には海外領土の獲得が進み、新たに合衆国の海外属領となった地域では「市民ではない国民」(noncitizen national)という法的地位が創出された。本研究の目的は、19・20世紀転換期の合衆国における「市民」と「市民ではない」という点では共通している「インディアン」・「国民」の差異化の過程に注目して、保留地・併合地・海外属領の先住民・先住民に対する諸施策と現地社会の対応に関する比較的研究を通じて、その歴史的意義を検討することである。

### 3. 研究の方法

上述の「研究目的」に沿う形で、以下のような方法で研究を進めた。具体的には、(1)合衆国を含む近代国民国家における市民権に関する理論的研究と、(2)19・20世紀転換期における北米大陸内外の合衆国領内における先住民に対する諸施策と現地社会の対応に関する比較的研究をそれぞれ一層深めるよう努めた。

(1) 上述の第一の研究方法に関しては、近年の市民権概念の変容とその内実に関する理論的研究を体系的に参照する作業を行った。具体的には、近代国民国家における市民権に関する先行研究として、いまや古典的存在となったT・H・マーシャル『シティズンシップと社会階級』(Marshall, T. H. and Tom Bottomore. *Citizenship and Social Class*. Pluto Press, 1992.)に加え、ウィル・キムリッカ『多文化時代の市民権』(Kymlicka, Will. *Multicultural Citizenship*. Oxford University Press, 1995.)やデレク・ヒーター『市民権とは何か』(Heater, Derek. *What is Citizenship?* Polity Press, 1999.)に代表される先行研究の再検討を行った。これらの理論的研究を参照することによって、「市民ではないインディアン」・「市民ではない国民」という法的概念と「市民」概念を比較・対比する視点が得られた。このような比較の視座からは、「市民」概念のもつ歴史性・政治性が明らかとなり、「市民」からの排除のみならず「市民」への包摂の暴力性について論じることが可能となった。さらに、市民権に関する議論についても、市民権の範囲と限界などを含めたより多面的な考察が可能となった。

(2) 第二の研究方法については、これまで行ってきた北米大陸内のインディアン保留地の住民(先住民)の事例研究を発展させ、北米大陸内外の併合地・海外属領における諸施策と関連づけた事例研究を行った。具体的には、現在の合衆国南西部とフィリピンにおける当該地域の先住民に対する法的地位や教育に関する諸施策とそれへの現地社会の対応について、内務省インディアン局主導の連邦先住民政策と関連づけながら一次史料・二次史料の収集と精読を行った。なお、一次史料の収集に関しては、主に、ニューメキシコ州アルバカーキにあるニューメキシコ大学付属図書館等が所蔵している個人文書を閲覧・収集した。とくに、20世紀初頭には、併合地や海外属領の先住民に対する諸施策の立案・実施に携わった官吏や教育関係者が、その後、先住民関係の諸業務に従事したり、逆に、保留地での業務経験者が海外属領の諸業務に携わるケースが散見された。そのため、これらの人々に関する個人史的な史料についても収集した。

#### 4. 研究成果

従来の先住民史研究では、法的な意味での「インディアン」と民族学的な意味での「インディアン」という二つの概念は、しばしば混同され、明確に区別されずに用いられる傾向があった。それに対して本研究では、両者を区別して前者に注目することにより、誰が誰に対して「インディアン」という法的地位を付与し、あるいはしなかったのかという問いを設定している点に特徴がある。

これまでに筆者は、20世紀前半の合衆国南西部の先住社会に焦点を絞った事例研究を行ってきた。その成果の一部は、著書や論考の形で公表してきた。しかし、「インディアン」という法的概念の対概念である「市民」概念について、両者を関連づけた論証は不十分であった。また、すでに述べたように、19・20世紀転換期には海外領土の獲得が進み、新たに合衆国の海外属領となった地域では「市民ではない国民」(noncitizen national)という法的地位が創出された。他方、同時期の合衆国の国内においては、南部諸州におけるアフリカ系アメリカ人に対する人種隔離政策にみられるように、アフリカ系アメリカ人の市民的権利の剥奪が進んでいた。以上の点を踏まえ、先住民のみならず他の少数派集団を含めた形で、市民権概念の変遷を理論的・実証的に再検討する必要がある。

そのため、本研究課題においては、第一に、北米大陸内の先住民の事例に即して、「インディアン」と「市民」という二つの概念の関係性とその変遷を明らかにすることを課題とした。具体的には、先住民史に限らず、移民史や市民権に関する理論的研究などの先行研究について、本研究課題と関連づけながら先行研究の動向を把握する作業を行った。

第二に、これまで筆者が行ってきた南西部の先住社会に関する事例研究に基づき、保留地と海外属領・植民地における諸施策の理念上の連続性を検証した。具体的には、合衆国の海外属領・植民地において、先住民に対する諸施策の立案・実施に携わった官吏や教育関係者と、合衆国内の保留地において同様の業務に携わった官吏や教育関係者のあいだの理念的・人的つながりについて、個人文書等の一次史料や二次史料の収集と精読を行った。

(1) 上述の第一の研究課題に関する成果と位置づけは以下の通りである。

合衆国においては、建国以来、法的な意味でいう「インディアン・トライブ」に関する様々な法律が制定され、さらにその解釈をめぐり数多くの判決が出されてきた。したがって、今日では、これらの膨大な法律や判例は、歴史研究における貴重な一次史料という性格を併せ持っている。このような状況を踏まえ、本研究では、先住民の法的地位に関して法と裁判所が果たしてきた役割に着目し、「市民になること」の要件とその変遷を検討した。

最初に、19世紀前半に、法的な意味での「インディアン」に対する「文明化」政策が提唱されたことを踏まえ、同施策に従事した官吏に焦点を絞り、その意義を検討した。20世紀初頭までの市民権関連法をみると、先住民への市民権付与の要件のひとつに、「文明化」された生活を営む者という要件が挙げられている。そのため、19世紀前半の先住民政策において「文明化」を掲げた政策 具体的には、文明化基金法に基づく政策や同時期の諸施策 について、一次史料に基づいた検証を行った。その成果の一部は、「The Campaign for Civilization or Removal: Thomas L. McKenney and Federal Indian Affairs in the Formative Years」(『成蹊大学文学部紀要』48号)と題した論考として公表した。

次に、1924年には、すべての「インディアン」に対して自動的に市民権を付与する法律が制定されたことを踏まえ、それまでの経緯とともに、同法の歴史的意義を検討した。建国期には、「インディアン」という法的地位を付与された人々より厳密に言えば、特定の「インディア・トライブ」の成員は「市民」ではないとされた。このことは、1788年に成立した合衆国憲法においても確認できる。その後、「市民ではないインディアン」への市民権付与が進み、1924年には、すべての「市民ではないインディアン」に市民権を付与するという法律が制定された。先住民への市民権付与は、どのような経緯で進められたのだろうか。先住民の事例に即して、「インディアン」であることと「市民」であることの緊張関係の諸相を跡付ける作業を行った。その成果の一部は、現在、論考の形で発表する準備を進めている。

読無), No.47 (2012): 27-38.

〔学会発表〕(計 2件)

中野由美子、『植民』対『征服』: 合衆国『西部史』研究と先住民、日本ラテンアメリカ学会第34回定期大会シンポジウム(シンポジウムのテーマ: ラテンアメリカ研究の射程)、2013年6月2日、於獨協大学。

中野由美子、『内なる他者』としてのアメリカ先住民と公教育 19・20世紀転換期の同化教育をめぐる葛藤、第13回洛北史学会総会・大会(大会テーマ: 帝国秩序と「教育」「内なる他者」への視点)、2011年6月4日、於京都府立大学。

〔図書〕(計 1件)

網野徹哉・橋川健章(編)、安村直己、高橋均、中野由美子、『南北アメリカの歴史』放送大学教育振興会、2014年、総頁数253頁。(中野由美子の担当箇所、担当部分は単著: 第10章「アメリカ合衆国国民像の変容: 1880年代~1920年代」157-170頁、第12章「1960年代以降のアメリカ合衆国: 多文化社会の挑戦」185-198頁)。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

中野 由美子 (Nakano, Yumiko)

成蹊大学・文学部・教授

研究者番号: 40362214

(2) 上述の第二の研究課題に関する成果と位置づけは以下の通りである。

これまで、主に先住民政策史の領域において、合衆国の先住民政策と、併合地・海外属領の先住者に対する合衆国による諸施策のあいだには、理念的・人的継続性がみられるとの指摘がなされてきた。この点を踏まえ、本研究課題においては、20世紀初頭の先住民教育政策に即して、教育改革のモデルケースと呼ばれた南西部の寄宿学校の事例研究を行った。これまでに取り上げた事例についても、新たな史料を発掘する一方で、既存の史料の再解釈を行った。その成果の一部は、“The Making of ‘Indian Arts’ in Schools: The Case of Educational Reforms in the American Southwest, 1920-1930s”と題した論考の形で発表した(『成蹊大学文学部紀要』No.47)。このテーマに関しては、今後はさらに人的なつながりに注目して、事例研究を継続して行う予定である。

(3) その他、これまでの研究について、隣接諸学の研究成果と関連づける作業を行った。その成果の一部としては、学会発表と論考の形で発表した。具体的には、第一に、先住民教育に関する事例研究について、「内なる他者」への教育という観点から、日本や英国の植民地政策のなかの教育政策との比較という文脈で口頭発表を行った。第二に、ラテンアメリカにおける先住民研究との比較という観点から、合衆国における先住民史の研究動向に関する学会報告を行った。第三に、19・20世紀転換期の合衆国において、建国以来の「市民」の定義が変容したことの歴史的意義について、その概要をまとめた論考を発表した。第四に、1960年代以降のアメリカ合衆国において、人種・エスニシティをめぐる緊張関係の諸相をまとめた論考を発表した。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2件)

Yumiko Nakano, The Campaign for Civilization or Removal: Thomas L. McKenney and Federal Indian Affairs in the Formative Years, *Bulletin of the Faculty of Humanities*, Seikei University (『成蹊大学文学部紀要』、査読無), No.48 (2013): 85-95.

Yumiko Nakano, The Making of “Indian Arts” in Schools: The Case of Educational Reforms in the American Southwest, 1920-1930s, *Bulletin of the Faculty of Humanities*, Seikei University (『成蹊大学文学部紀要』、査